



ひとり親家庭等への支援



ひとり親家庭等の自立を目的として、様々な支援を行っています。
制度により所得制限等の要件があります。

種類	名 称	概 要	受付窓口
手 当	①児童扶養手当	母子・父子家庭などに手当を支給します。 対象 :ひとり親家庭又は父母に一定の障害がある方で、18歳の年度末までのこども（一定の障害のある子については20歳未満）を養育している方（所得制限あり）	子育て支援課 内線274
	②遺児手当	生計を維持していた親を亡くした児童の保護者に手当を支給します。 対象 :生計維持者を亡くし、18歳の年度末までのこどもを養育している方	子育て支援課 内線647
助 成 金	③ひとり親家庭等医療費助成	保険診療分の医療費の一部負担金を助成します。 対象 :上記児童扶養手当と同じ。また、そのこども。	子育て支援課 内線274
	④ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成します（限度額あり）。 対象 :民間の賃貸住宅に居住しているひとり親世帯	親子健やか室 こども家庭相談担当 299-2816
	⑤ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業	賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成します（限度額あり）。賃貸契約の前に相談が必要です。 対象 :市内転居の際、保証人を確保することが難しく、債務保証制度を利用するひとり親世帯	
就労のための給付金	⑥ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座を受講し、修了した場合に給付金が支給されます。講座の受講前に、事前相談が必要です。 対象 :ひとり親家庭で要件を満たす方	
	⑦ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	市指定の資格を取得するために、一定期間以上養成機関で修業する場合に、給付金が支給されます。修業開始前に、事前相談が必要です。 対象 :ひとり親家庭で要件を満たす方	
	⑧ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験講座を修了及び高卒認定試験に合格した場合に、給付金が支給されます。講座の受講前に、事前相談が必要です。 対象 :ひとり親家庭で要件を満たす方	
支 援	⑨ひとり親家庭等日常生活支援事業	家事・育児を行う家庭生活支援員を自宅に派遣します（所得により費用負担あり）。 対象 :ひとり親家庭等で、一時的な病気や技能取得のための通学などにより、日常生活に支障をきたす方	
	⑩子どもの学習支援事業	ひとり親家庭等のこどもを対象に学習支援を行います。 対象 :ひとり親家庭等の小学1年生～高校3年生	
補 助 金	⑪子どもの学習支援事業補助金	ひとり親家庭等の中3・高3のこどもに対し、大学や模擬試験の受験料を補助します。 対象 :⑩子どもの学習支援事業に登録していて、児童扶養手当を受給中又は同様の所得水準の方	
	⑫養育費に関する公正証書等作成促進補助金	養育費に関する公正証書等の作成に係る費用を補助します（限度額あり）。 対象 :ひとり親家庭で要件を満たす方	
	⑬養育費の保証促進補助金	養育費保証契約を締結する際の保証料を補助します（限度額あり）。 対象 :ひとり親家庭で要件を満たす方	
施 設	⑭母子生活支援施設	母子家庭の自立支援・子育て支援を行う施設です。母子生活支援施設に入所し、自立へ向けた計画を立てていただきます。	埼玉県東部中央 福祉事務所 048-737-2132
貸 付 金	⑮母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	生活資金・就学支度資金等の貸付をします。 対象 :ひとり親家庭で20歳未満の子を養育する方、寡婦の方	



相 談
支 援



障がいのあるお子さんへの支援

これらの手当・事業は一部です。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

種類	名 称	概 要	受付窓口	ホームページ
手当・福祉金	①障害児福祉手当	身体障害者手帳などの等級にもとづき手当を支給します。 対象 ：20歳未満の方でおおむね次のいずれかに該当することも（施設入所者、障害を事由とする公的年金の受給者等は支給なし） ①身体障害者手帳1級の一部又は2級の一部 ②療育手帳A ③精神障害、血液疾患等で①②と同等の障害	障害福祉課 内線 699	
	②特別児童扶養手当	心身に障害のある児童を養育している保護者に手当を支給します。 対象 ：精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子の養育者（所得制限あり）	子育て支援課 内線 647	
	③重度障害者等福祉金	身体障害者手帳などの等級にもとづき手当を支給します。 対象 ：①身体障害者手帳1級又は2級 ②療育手帳A、A又はB ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級 ④指定難病医療受給者証等をお持ちの方		
共済制度	④心身障害者扶養共済	加入者が死亡又は著しい障害となった場合に、障害のある人に年金を支給する県の制度です。掛金の額は加入時の年齢により異なります。 加入要件 ：加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であり、特別の疾病又は障害がないこと等 ★戸田市では、一口目の掛金を助成する制度があります。	障害福祉課 内線 297	
各種サービス	⑤障害児（者）生活サポート事業	障害児（者）への地域生活支援、介護者の外出や休息のための一時的な外出支援、一時預かり		
	⑥障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス	居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所など在宅生活を支えるサービス 児童発達支援・放課後等デイサービス等の通所による発達支援 補装具費の支給、外出及び余暇活動等の社会参加のための移動支援事業等		
	⑦紙おむつ等支給事業	月に一度、障害により常時紙おむつ又は尿取りパッドを必要とする方に支給します。（3歳以上65歳未満） 対象 ：①身体障害者手帳1級又は2級 ②療育手帳A又はA ③指定難病医療受給者証等をお持ちの方	障害福祉課 内線 699	こちらのページから「障害者福祉のしおり」をご覧ください。



相談
支援

■あすなろ学園（児童発達支援センター）

言葉や知的発達の遅れ、運動機能障害（脳性まひなど）、発達障害（自閉症スペクトラム、ADHDなど）等を伴う幼児に、遊びや生活指導等を通じた発達支援及び母子通園による家族支援を行っています。また、近隣の幼稚園・保育園児との交流、様々な行事体験等で、地域との関わりや社会性を育てる活動も実施しています。

住所 戸田市美女木4丁目27番地13 ☎421-9592

■小学校、中学校への就学相談

地域の学校又は教育センターにご相談ください。 **問合せ：教育センター ☎434-5660**

■相談支援事業

戸田市障害者基幹相談支援センター

障害のある方やその家族のための最初の相談窓口として、相談支援を行います。障害者手帳をお持ちでない方も相談できます。相談内容により、他の機関と連携し解決を目指します。相談先に迷った場合はこちらに相談してください。

住所 戸田市大字上戸田5番地の6（福祉保健センター内） ☎446-6785

相談支援事業所（委託）

障害のある方の生活全般に関する相談支援を行います。基幹相談支援センターで受け付けた相談について、基幹相談支援センターと連携して対応に当たります。基幹相談支援センターを通さず、直接相談支援事業所（委託）に相談することもできます。

施 設	住 所	電話番号 (048)	担当地区（原則）
障害者生活支援センターひかり	本町2-16-3 ハイツヨシタカ107	229-7038	喜沢・喜沢南・下前・中町・本町・下戸田・南町・川岸・戸田公園
特定相談支援事業所四季	上戸田3-23-32	420-2557	上戸田・新曽・新曽南・下笹目・氷川町・美女木・美女木北・美女木東・笹目・笹目北町・笹目南町・早瀬



子育ての悩み事相談窓口

子育てはひとりで悩まないで!!

こどもや家庭について悩み事や不安を
一人で抱えていませんか?

- ・こどもがまだ乳幼児で、どのように育てたらいいかわからない
- ・毎日家の中でこどもと向き合っていて、行き詰ってしまいそう...



- ・こどもが言うことをきかず、ついイライラして当たり散らしてしまいそう
- ・夫婦間で子育ての意見が合わない など

こども家庭相談センター(福祉保健センター内)

ご希望に応じて電話での相談、来所していただき相談室での相談のほか、ご自宅にうかがう訪問相談も実施しています。家庭児童相談員が、悩んでいる気持ちに寄り添ってお話をうかがいます。

※ヤングケアラーのことも相談できます。

相談日:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)

相談時間:午前9時～正午/午後1時～午後5時

電話番号:433-2222 (直通ダイヤル)



注意

所在地は戸田市大字上戸田5番地の6
※戸田市上戸田5-6ではありません。ご注意ください。

戸田公園駅前子育て広場(P11を参照)

こども及びその保護者又は妊娠されている方が安心して地域で子育てができるよう、専門の職員が子育て支援に関する情報提供やサービス利用の支援などを行っています。子育てに関する質問や子育て情報などお気軽にご相談ください。

保育コンシェルジュ(P21を参照)

保育に関する専門的な知識を持つ保育コンシェルジュが個別のニーズに寄り添います。

子育て相談ルーム(面談)(P7を参照)

戸田市乳幼児健康ダイヤル24(電話)(P7を参照)

埼玉県南児童相談所

18歳未満のこどもの養育、しつけ、非行、障害等の問題及び里親になりたい方など、こどもに関する様々な相談を受け付けています。

相談時間:月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後6時15分

電話番号:048-262-4152

児童相談所全国共通ダイヤル189

虐待かと思った時などに、すぐに最寄の児童相談所につながる24時間365日受付の全国共通ダイヤルです。

電話番号:189(いちはやく)



相談
支援



児童虐待



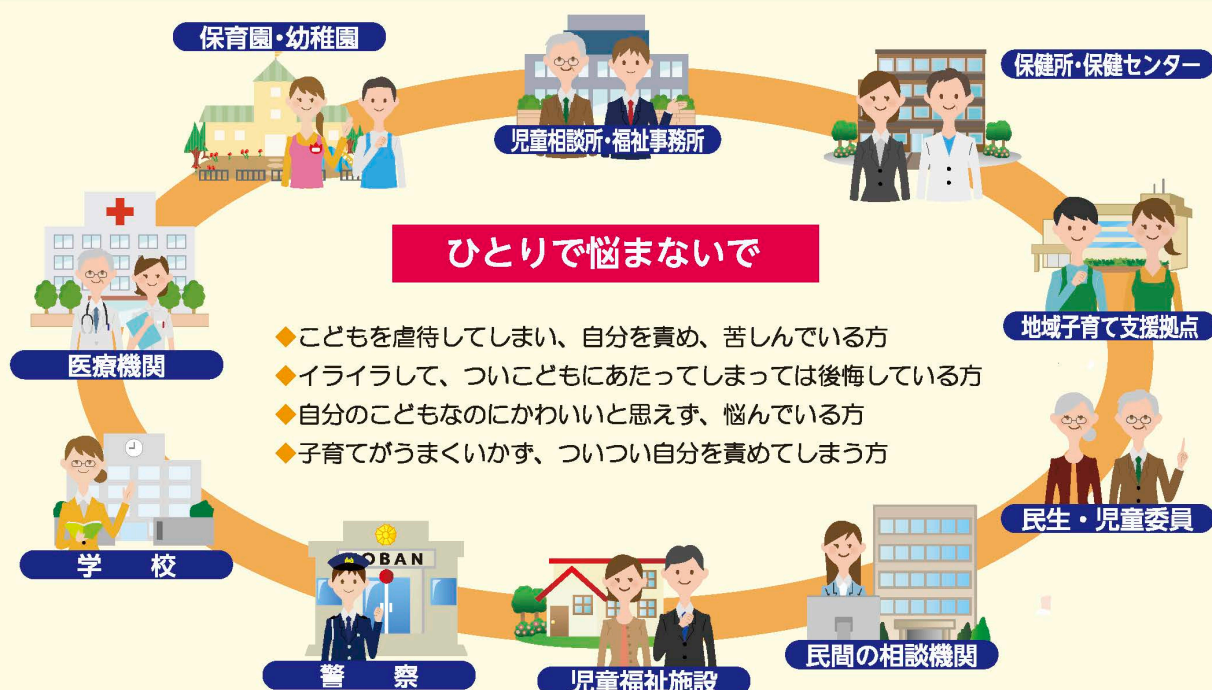
子ども虐待防止
オレンジリボン運動

子育ての悩みや不安をひとりで抱え込むことが、児童虐待へとつながることもあります。悩んだときは相談してください。

児童虐待とは

- 身体的虐待**……体罰、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- ネグレクト**……家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病（養育放棄・怠慢） 気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待**……言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など
- 性的虐待**……こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

相談できる関係機関



児童虐待にお気づきの方はご連絡ください

ご連絡をいただいた方の秘密はお守りします。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ○こども家庭相談センター
(福祉保健センター内) | 433-2222
(平日午前9時～午後5時) |
| ○埼玉県南児童相談所 | 048-262-4152
(平日午前8時30分～午後6時15分) |
| ○児童相談所全国共通ダイヤル | 189 (イチハヤク) (24時間対応) |

なお、こどもの生命に危険が及ぶと感じたときは、警察へ110番通報してください。

こども家庭センターを設置しています!

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機関です。
ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーへの支援も行っています。

問合せ: 親子健やか室